

取手市の概況とまちづくりの主な課題

1. 取手市の概況

- (1) 沿革
- (2) 位置及び地勢
- (3) 人口動態
- (4) 産業
- (5) 土地利用
- (6) 道路・交通網
- (7) 公園・緑地
- (8) 上・下水道
- (9) まちづくりに関する市民意向

2. 上位計画の概要

- (1) 第五次取手市総合計画
- (2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(都市計画区域マスタープラン)

3. 近年の都市を巡る社会経済情勢

4. まちづくりの主な課題

- (1) 土地利用
- (2) 道路・交通体系
- (3) 公園・緑地
- (4) 都市防災
- (5) 景観形成
- (6) その他



第2章

1. 取手市の概況

(1) 沿革

江戸時代には、陸と水の交通の要衝として栄え、水戸街道の宿駅(取手宿・藤代宿・宮和田宿)、水戸藩の江戸舟運の河岸(取手河岸、戸頭河岸、小堀河岸)は人・物資・文化の交流で賑わいを見せていました。参勤交代で大名が宿泊した旧取手宿は、往時の繁栄を今に伝えています。

明治時代には、市町制の施行により合併を繰り返し、昭和30年に取手町と藤代町が誕生しました。都心から40km圏内に位置することから、2つの町は、高度経済成長期から首都圏のベッドタウンとして発展してきました。昭和45年の取手町の市制施行を経て、平成17年3月には、住民ニーズの多様化への対応や地方分権の推進に合わせた行政基盤の充実に向けて、地理的な繋がりが強いだけでなく生活・文化・経済などの面でも古くから結びつきの強い取手市と藤代町が合併して現在の取手市となり、総人口が11万人を超える茨城県南部の中核的な都市となりました。

(2) 位置及び地勢

本市は、総面積が69.96k㎡で、東西14.3km、南北9.3kmの地域です。茨城県の南端部、都心から約40km、時間にして約40分という交通の利便性に恵まれた位置にあり、市域の東は小貝川を隔てて龍ヶ崎市と北相馬郡利根町の一部に、西は守谷市に、南は千葉県我孫子市及び柏市に、北部はつくばみらい市に接しています。

本市の地勢をみると、南・西部は利根川に沿うように複雑に入り込んだ谷津田と標高20m前後の丘陵地帯からなり、俗にこの台地は北相馬台地と呼ばれています。また、東部は細長い独立した台地からなり、北部は小貝川に沿って、その豊かな水に恵まれた水田地帯が広がっています。

取手市の位置



土地分類図

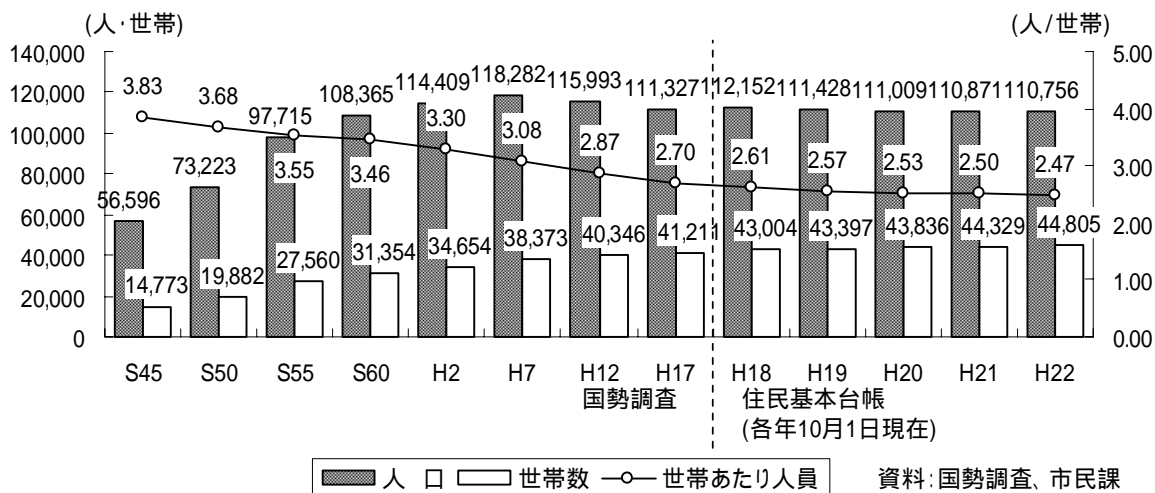


資料：取手市地域防災計画

(3) 人口動態

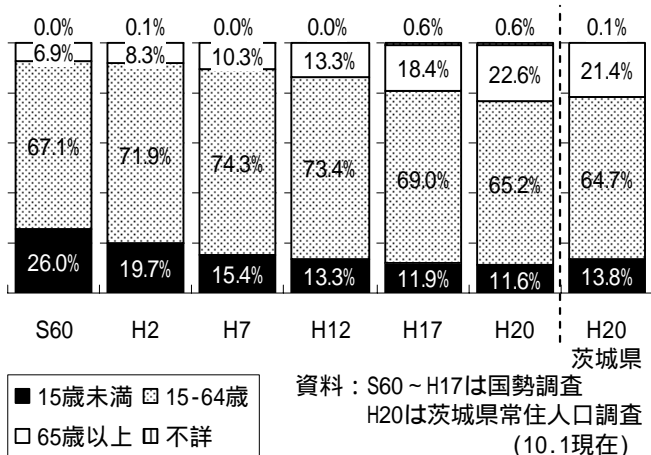
本市では、昭和40年代からの土地区画整理事業などによる大規模な宅地開発が進み、国勢調査でみると平成7年までは人口・世帯数ともに増加し、昭和45年に56,596人であった人口が平成7年には118,282人に達しましたが、その後は減少が続き、平成17年には111,327人となっています。一方で世帯数は現在も増加が続いており、世帯あたり人員は平成17年には2.70人/世帯にまで減少しています。これら人口や世帯数の動きは、合併前の旧市町別にみても同じような傾向がみられます。平成22年10月1日現在の住民基本台帳でみると、人口は110,756人、世帯数は44,805世帯、世帯あたり人員は2.47人/世帯となっています。

人口、世帯数、世帯あたり人員の推移

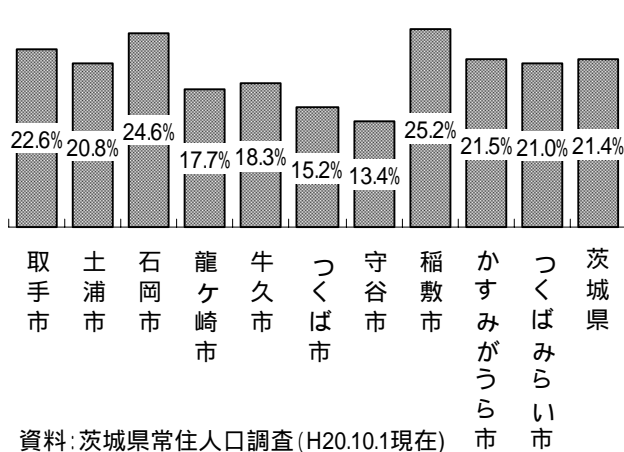


本市では少子高齢化が進行しており、茨城県常住人口調査でみると年齢3区分別の人口割合は、15歳未満は11.6%、15～64歳は65.2%、65歳以上は22.6%となっており、県全体と比較すると15歳未満は低く、65歳以上は高くなっています。高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）をみると、県南地域の他市と比較すると3番目の高さとなっています。平成16年時点で団塊の世代(第二次世界大戦直後の1947年から1950年(あるいは1949年)にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代)を含む50歳代後半から60歳代前半の人口が多いことを踏まえると、今後高齢化率は、これまでよりも急激に上昇すると予想されます。

年齢3区分別人口割合の推移



高齢化率の比較

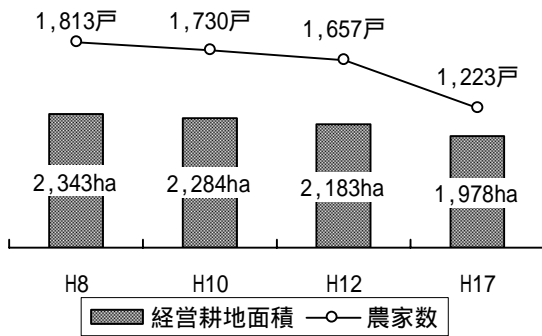


(4) 産業

農業

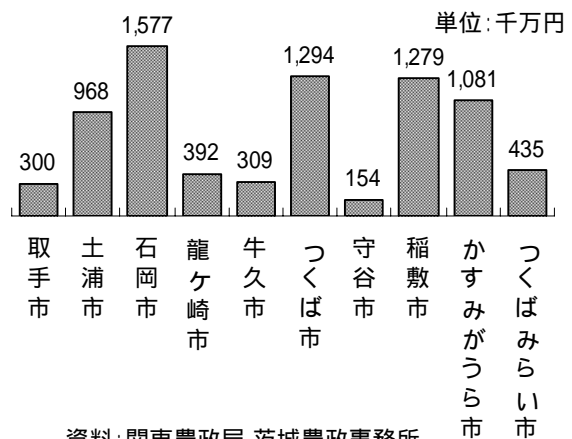
本市には多くの農地が残っていますが、農家数、経営耕地面積ともに減少しています。平成18年の農業産出額は300千万円であり、県南地域10市のなかで9番目の額となっています。

農家数、経営耕地面積の推移



資料：県農業基本調査、H12から農林業センサス

農業産出額の比較

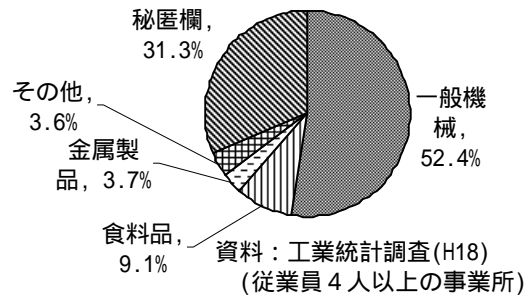


資料：関東農政局 茨城農政事務所
「茨城農林水産統計年報(平成18年～平成19年)」

工業

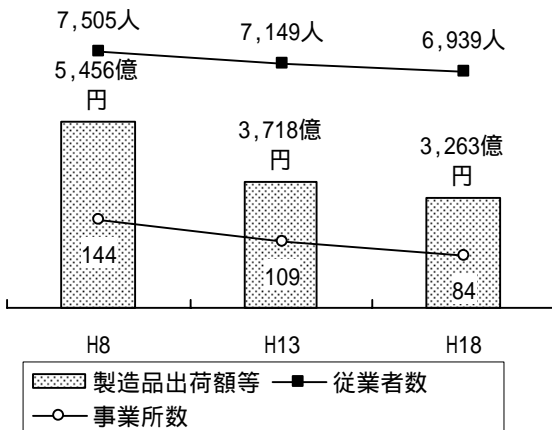
本市工業の平成18年の製造品出荷額等約3,263億円は、県南地域10市のなかで2番目の高額となっており、その約半額を一般機械が占めています。しかし、近年は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のすべてで減少が続いています。

産業中分類別製造品出荷額等の割合



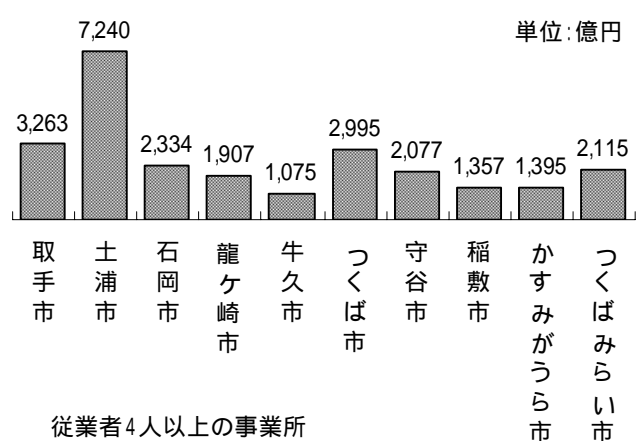
資料：工業統計調査(H18)
(従業員4人以上の事業所)

事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査(従業員4人以上の事業所)

製造品出荷額等の比較

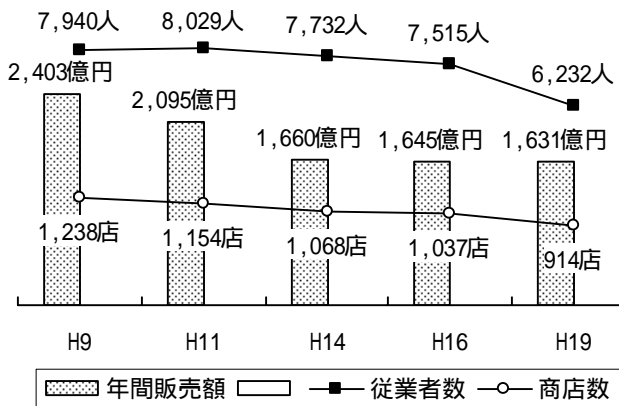


従業者4人以上の事業所
資料：平成18年工業統計調査

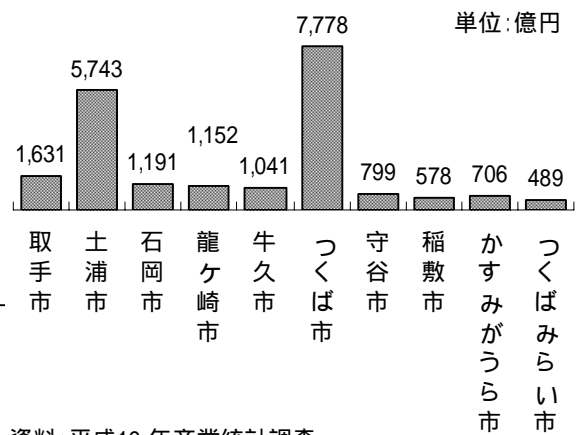
商業

本市商業の平成 19 年の年間販売額は約 1,631 億円となっています。県南地域 10 市のなかではつくば市や土浦市に次ぐ、3 番目の高額ですが、両市とは大きな差があります。また、商店数、従業者数、年間販売額ともに減少が続いています。近年は、取手駅周辺の大規模店舗や団地内のスーパーマーケットの撤退がみられる一方で、住宅等集積地である戸頭、青柳などへの量販店の新規出店がみられます。

商店数、従業者数、年間販売額の推移



年間販売額の比較



資料：商業統計調査 資料：平成19年商業統計調査

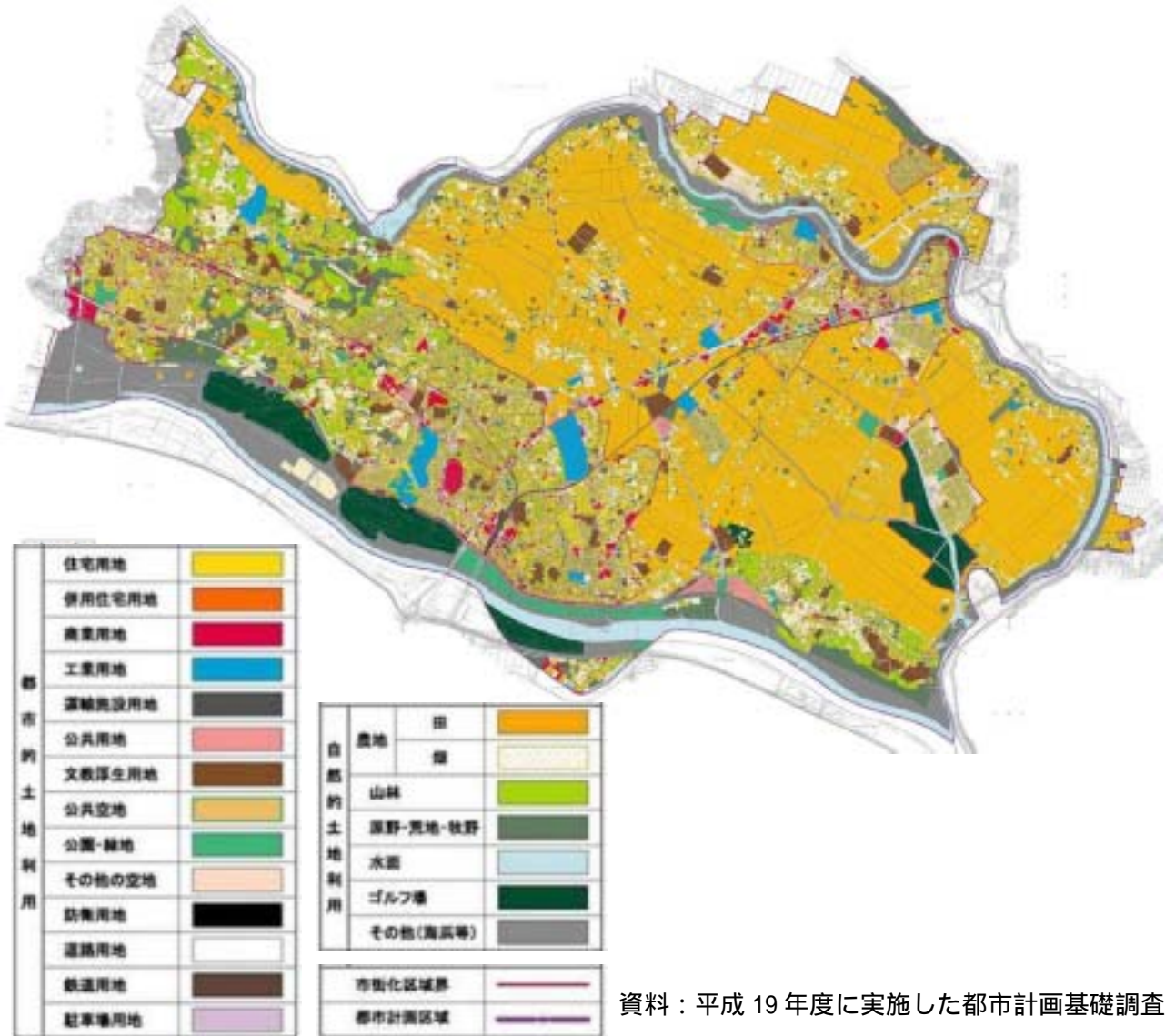
(5) 土地利用

本市では、当時の日本住宅公団や民間企業による住宅開発など、昭和 40 年代以降各地域で開発行為等による宅地開発が進められてきた結果、農地をはじめとする自然的土地利用は減少し、宅地に代表される都市的土地利用は増加してきました。

平成 19 年度に実施した都市計画基礎調査によると、市域全体に占める割合は、自然的土地利用が約 65%、都市的土地利用が約 35%となっています。

本市では土地利用に関する主な規制として区域区分を定めており、全市域 6,996ha の約 4 分の 1 にあたる 1,809ha を、既成の市街地あるいは計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域に、残りの約 4 分の 3 にあたる 5,187ha を、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に指定しています。また、市街化区域には用途地域を指定し、良好な市街地環境の形成や、住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的とした建築物の用途などの規制・誘導を行っています。

土地利用現況図



用途地域

市街化区域面積	第一種低層住居専用地域			第二種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域 200/60	第二種中高層住居専用地域 200/60	第一種住居地域 200/60
	80/40 H 10m	100/50 H 10m	100/50 H 12m A 165	100/50 H 10m	150/60 H 10m			
1,809ha	115ha (6.4%)	282ha (15.6%)	15ha (0.8%)	23ha (1.3%)	18ha (1.0%)	432ha (23.9%)	152ha (8.4%)	316ha (17.5%)

第二種住居地域 200/60		準住居地域 200/60	近隣商業地域		商業地域		準工業地域 200/60	工業地域 200/60	工業専用地域 200/60
300/60	200/80		300/80	400/80	500/80				
91ha (5.0%)	4.1ha (0.2%)	75ha (4.1%)	68ha (3.8%)	11ha (0.6%)	14ha (0.8%)	14ha (0.8%)	44ha (2.4%)	71ha (3.9%)	64ha (3.5%)

容積率/建ぺい率
 H: 建築物の高さの最高限度
 A: 敷地面積の最低限度

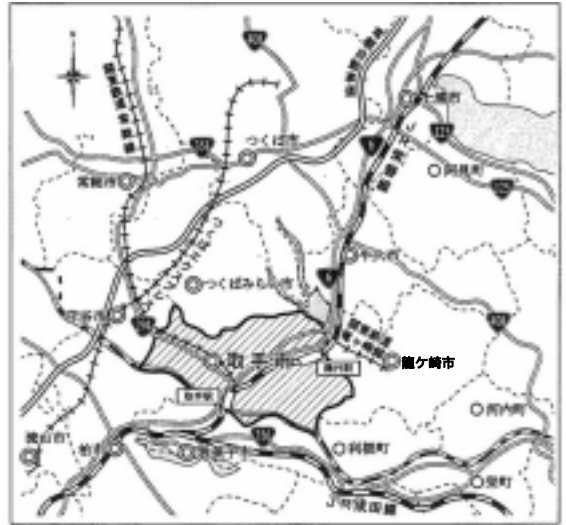
(6) 道路・交通網

本市の道路は、東京方面及び土浦方面を結ぶ国道6号及びそのバイパス道路、国道6号から分岐し下妻、筑西方面と連絡する国道294号などが主な幹線となっており、都市計画道路は39路線あります。

鉄道は、JR常磐線が市域中央部を南北縦貫しており、市内には取手駅、藤代駅が立地しています。また、取手駅から寺原、戸頭などを通り、筑西方面を結ぶ関東鉄道常総線が整備されており、平成23年春には市内7つ目の駅となるゆめみ野駅が開業します。

市内の路線バスは路線数、運行回数ともに減少傾向にありますが、市では、進行する市民の高齢化なども踏まえて、公共交通のない地域を減らし、高齢者の方をはじめとした市民の皆さんが、気軽に外出・移動できる環境づくりを目指し、コミュニティバスや小堀循環バスを運行しています。

本市及び周辺の主要交通機関の構成図



都市計画道路の整備状況(平成22年3月現在)



鉄道・主要道路網図



(7) 公園・緑地

平成 21 年 4 月 1 日現在、市内には 217 の公園があります。総面積は約 93ha で、人口 1 人当たりの面積は 8.5 m²となっています。このうちの藤代総合公園と、整備中の下高井近隣公園を都市計画公園に決定しています。また、取手駅の南側に位置する利根川河川敷など 4 箇所約 160.6ha を都市計画緑地に決定しています。

(8) 上・下水道

上水道は、全市域での供給を開始しています。小堀地区を除く大部分が、龍ヶ崎市・牛久市とともに、茨城県南水道企業団からの供給を受けています。

下水道整備は、取手市・つくばみらい市で構成する取手地方広域下水道組合で進めており、公共下水道の計画排水区域の都市計画決定面積 3,365ha のうち、平成 22 年 3 月 31 日現在の普及率（普及率 = 供用開始区域内人口（人） / 行政人口（人））は 66.3%となっています。

(9) まちづくりに関する市民意向

平成 21 年度取手市民アンケート調査の結果からは、次のようなまちづくりに関する意向を窺うことができます。

調査の概要

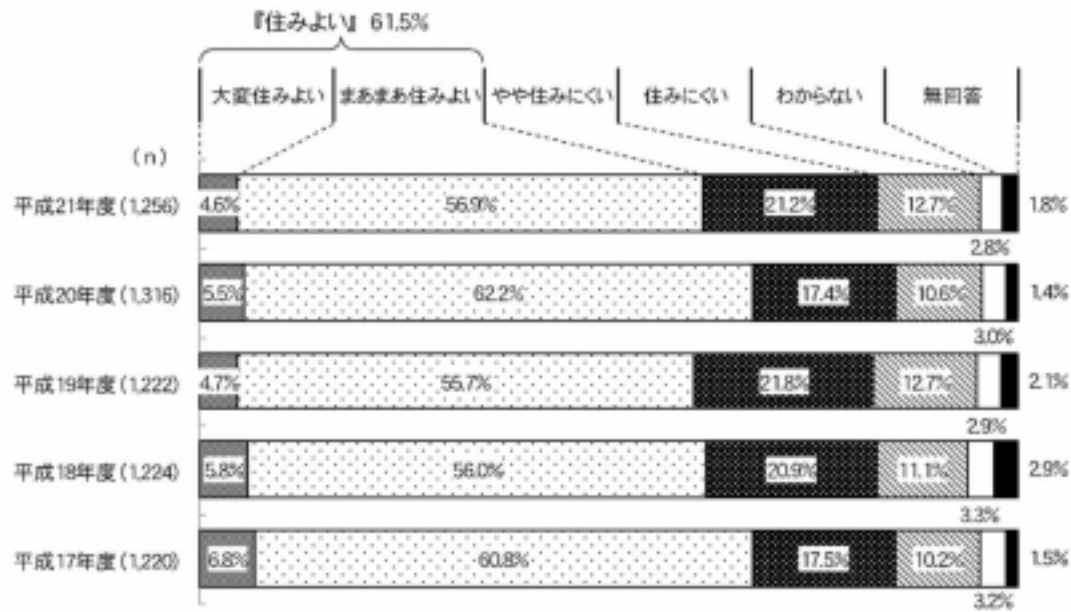
- ・ 調査地域 取手市全域
- ・ 調査対象 取手市に居住する満 20 歳以上の男女
- ・ 標本数 2,000 人
- ・ 標本抽出 住民基本台帳（平成 21 年 8 月 1 日時点）から等間隔無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送方式
- ・ 調査期間 平成 21 年 8 月 11 日（火）～9 月 4 日（金）
- ・ 回収数 有効回収数 1,256 票（有効回収率 62.8%）

住みよさ、定住意向

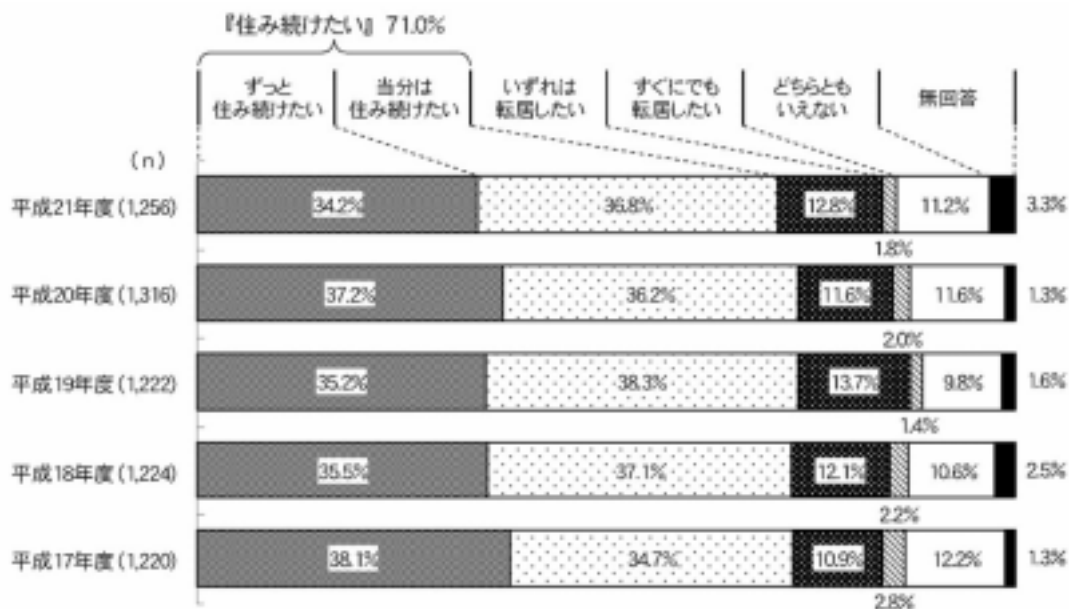
回答者の約6割が取手市は住みよい、約7割が取手市に住み続けたいと回答しています。

住み続けたい理由は「家や土地があるから」が回答率約7割で最も多く、転居したい理由としては、回答率約4割の「買い物など日常生活が不便だから」と「取手市に将来性・発展性がないから」が多くあげられています。

取手市の住みよさ



定住意向

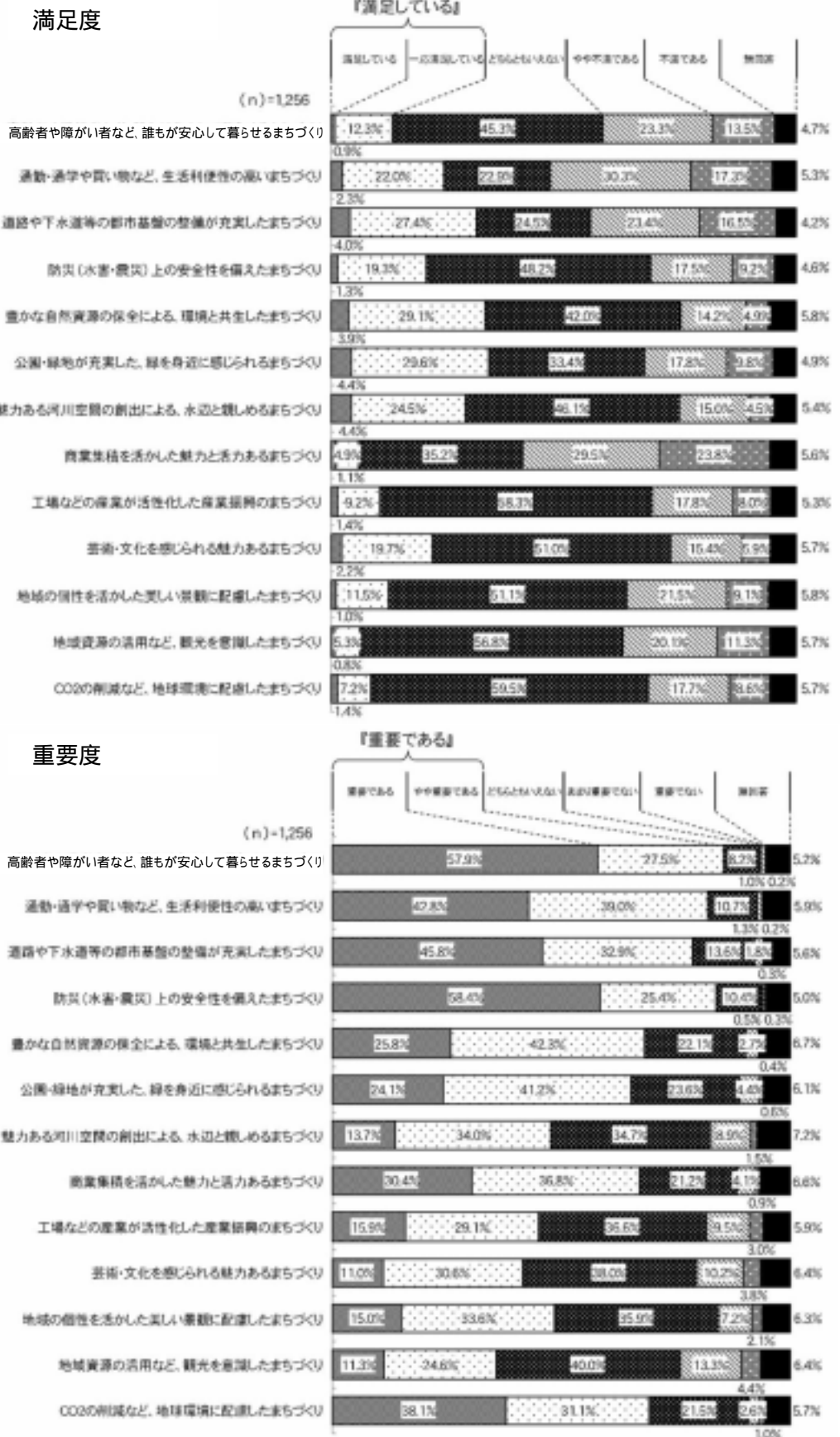


市が進めているまちづくりに対する満足度・重要度

「高齢者や障がい者など、誰もが安心して暮らせるまちづくり」は重要度が高い一方で満足度が低くなっています。

このほか、「防災上の安全性を備えたまちづくり」や「道路や下水道等の都市基盤の整備が充実したまちづくり」、「通勤・通学や買い物など、生活利便性の高いまちづくり」などで重要度が高くなっています。

また、「商業集積を活かした魅力と活力あるまちづくり」では、他と比較して満足度がとても低くなっています。

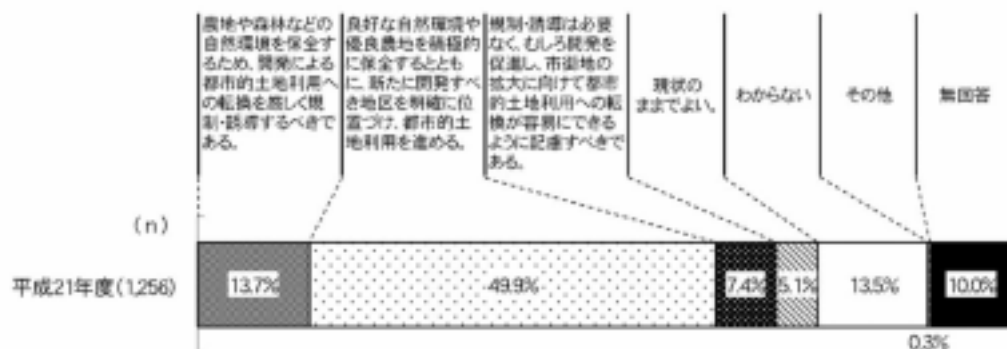


これからの土地利用のあり方

取手市におけるこれからの土地利用のあり方としては、約半数が「良好な自然環境や優良農地を積極的に保全するとともに、新たに開発すべき地区を明確に位置づけ、都市的土地利用を進める。」と回答しており、自然環境の保全とともに、計画的な都市的土地利用の必要性も感じていることが窺えます。

土地利用の規制・誘導が必要だと思ふ理由としては、「開発によって農地や森林が失われ、美しい自然や田園環境が守れないから。」、土地利用の規制・誘導が必要ないと思ふ理由としては、「大型店舗等の進出によって、生活利便性の向上や市の活性化が期待できるから。」が最も多くあげられています。

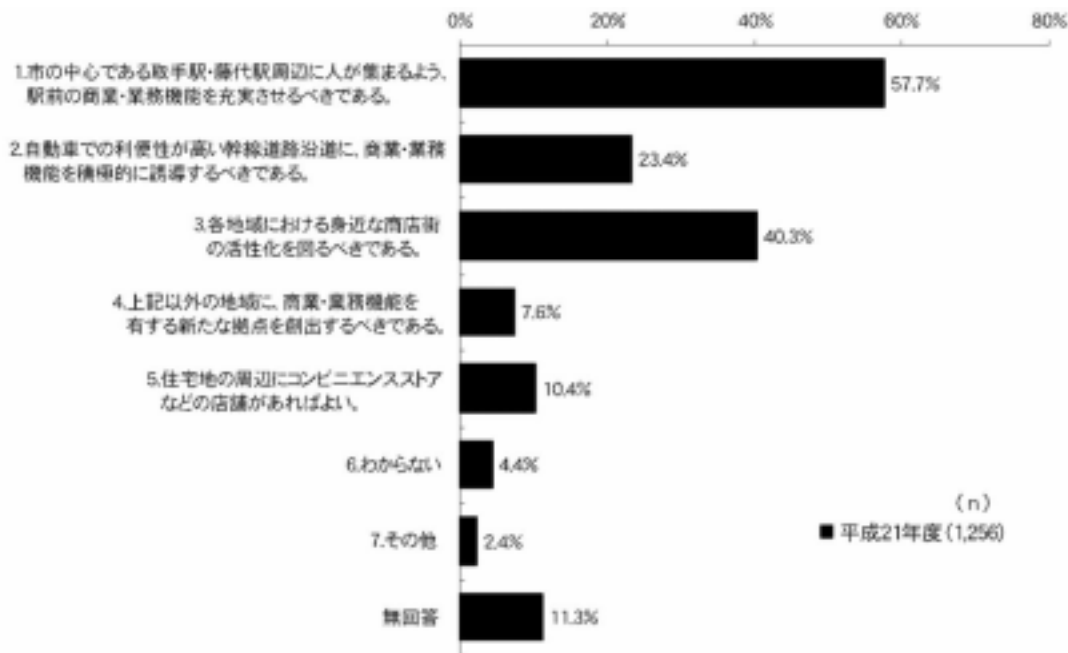
これからの土地利用のあり方



これからの商業・業務施設

6 割近くの回答者が「駅前の商業・業務機能の充実」をあげています。次いで多いのが「各地域における身近な商店街の活性化」となっています。

これからの商業・業務機能

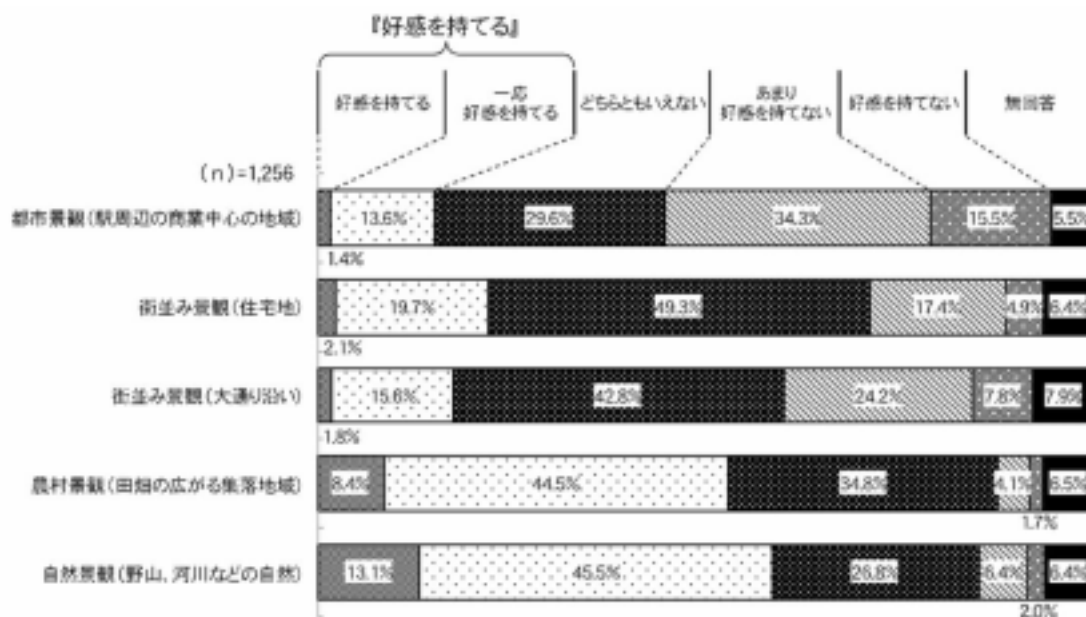


景観形成について

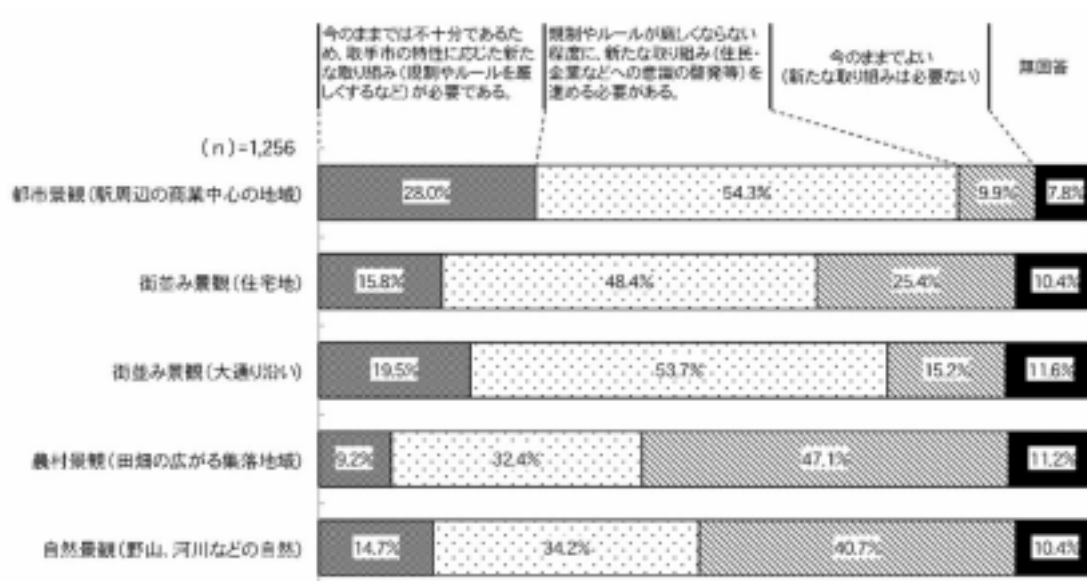
現在の街並みや風景といった景観に対する印象としては、農村景観や自然景観は「好感を持てる」との回答が多くなっています。一方、都市景観（駅周辺の商業中心の地域）や街並み景観（大通り沿い）といった都市的景観については、「好感を持ってない」とする割合のほうが高くなっています。

これに対して、これからの取り組みとして、農村景観や自然景観については、多くの回答者が「今のままでよい」としている一方で、都市景観や街並み景観については、景観形成に向けて何らかの取り組みが必要という回答が多くなっています。

景観に対する印象



景観形成に関するこれからの取り組み



2 . 上位計画の概要

(1) 第五次取手市総合計画

総合計画とは、地方自治法に基づき地方自治体が策定する、自治体の最上位の計画であり、行政運営の総合的な指針となるものです。第五次取手市総合計画は、平成19年3月に、藤代町との合併後初めての総合計画として策定されました。

【将来都市像】

水と緑を育み、美と文化を創る生き生きリビングタウン

【まちづくりの基本理念】

人と自然が共生し、芸術の香りが漂い、賑わいと活力に満ちたまち“とりで”

【将来の指標】

平成28年の人口：概ね110,000人から115,000人(参考 平成17年111,327人)

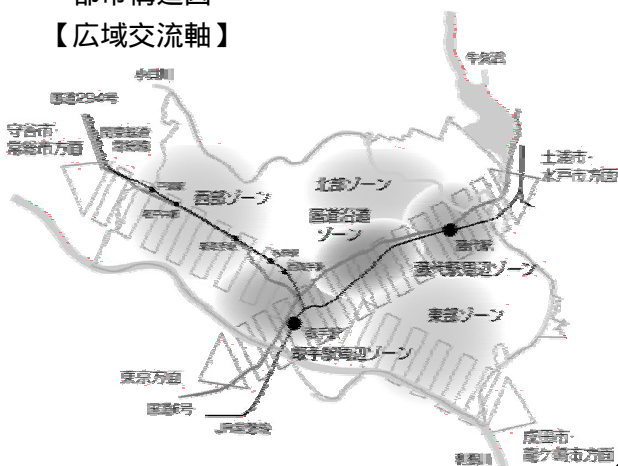
【土地利用方針】

- ・住宅地：住環境の整備による便利で住みやすいまちづくり、交通環境充実によるいろいろな人が住みやすい環境整備
- ・駅前の周辺地区：まちの再生策の展開、特に中心市街地の魅力ある商業地づくり
- ・国道6号、294号などの幹線道路沿線：未利用地を活用した流通業務系や商業系の施設などの誘導（新たな土地利用の創出）
- ・河川敷、田園地帯、斜面林など：貴重な財産としての適切な保全と、都市間交流の拠点としての活用

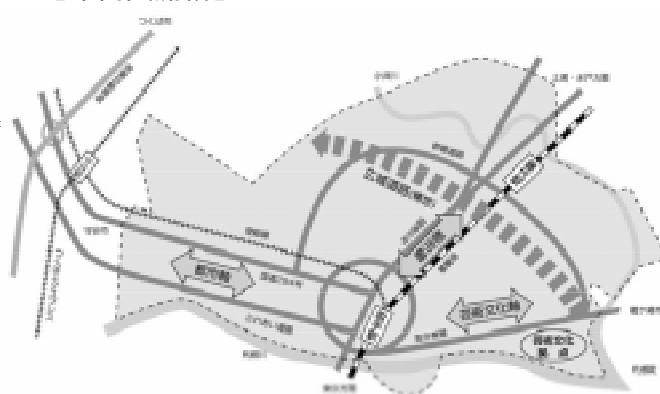
【都市構造】

- ・取手駅周辺ゾーン：都市拠点として都市機能や商業・業務機能の適正配置、取手駅を中心とする中心市街地の商業・芸術・文化機能、交流・交通機能の充実による活性化
- ・藤代駅周辺ゾーン：サブ拠点として、藤代駅を中心とした都市機能、商業・業務機能、交通機能の充実による活性化
- ・国道沿道ゾーン：無秩序な開発の抑制と優良農地の保全に努めつつ、商業・業務・流通系施設などの計画的な土地利用
- ・北部ゾーン：優良農地の保全、良好な居住環境の形成、スポーツ・レクリエーション機能の充実
- ・東部ゾーン：優良農地の保全、農業と調和のとれた土地利用の推進、緑・水辺空間・藝大の活用
- ・西部ゾーン：健康・スポーツ拠点としての機能充実、自然環境と居住環境が調和した土地利用

【広域交流軸】



【市内交流軸】



(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針で、区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるものです。「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれます。本市が守谷市とともに構成する取手都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成23年2月現在改訂の作業が進められており、次のような方針が示される予定です。

【都市づくりの基本理念】

つくばエクスプレスの開通など広域的な交通ネットワーク構築による効果を活かしながら、研究機関・先端産業や商業・業務の集積化を進める研究学園都市圏の各都市をはじめとする近隣諸都市との交流促進及び連携強化により、都市機能を相互に補完し、地域の特性を活かした魅力ある都市づくりを行っていく必要がある。

取手地区は、近隣都市間の連携を強化して、業務機能や商業、芸術・文化などの諸機能の充実を図るとともに、道路・公園・下水道などの整備による居住環境の向上を図り、豊かな自然環境と調和した魅力のある都市を目指す。

【地域ごとの市街地像の概要】

取手市街地地域

本地域においては、東京圏に近接する地理的優位性を活かし、商業・業務・生産・居住など多様な機能の集積を図り、本区域の中心となる市街地の形成を図る。特に、取手駅周辺においては、土地の高度利用や商業・業務など都市機能の更新を進めるとともに、公共交通の結節点としての優位性を活かし、健康・福祉・環境などの交流機能を充実させ、にぎわいと魅力のある都市拠点の形成を図る。

また、既存の工場等が集積する白山地区と井野地区においては、周辺の居住環境や自然環境に配慮した良好な生産環境の整備・充実を図り、既存の住宅地においては、居住環境の向上に努める。

藤代市街地地域

藤代駅周辺においては、にぎわいと魅力のある都市拠点の形成を目指して、駅前広場や道路などの都市施設の整備を進めるとともに、商業・業務などの都市機能の集積を高める。

また、小貝川に近接する既存の住宅地、桜が丘団地地区や双葉団地地区においては、周辺の自然環境と調和した、災害に強い居住環境の形成を図る。

【市街化調整区域の土地利用の方針の概要】

優良な農地、河川周辺の緑地や台地をふちどる斜面林を保全し、これら自然資源や歴史文化などの固有の資源を活かした良好な景観の保全及び創出に努める。

都市的土地利用については、水害発生のおそれのある地区やがけ崩れの危険性が高い地区については特に市街化を抑制する一方、地域の実状に応じて、既存集落の生活利便性の向上や活力の維持を図るため、地区計画制度の導入や一定の開発行為を容認する区域の指定について検討を行う。特に、一定規模の計画的な都市的土地利用を図る必要がある地域については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、市街化区域への編入や地区計画制度の活用などを検討する。

3 . 近年の都市を巡る社会経済情勢

これまでの都市政策は、人口増加、特に都市への急激な人口流入と産業集中を背景として、無秩序な市街地の拡大、後追いで非効率な公共投資、住宅宅地需要の増大、市街地環境の悪化といった課題に対応するために、土地利用コントロールと施設整備、面的整備を一体的に進めてきました。このような政策は、社会経済の拡大成長基調とその延長という前提においては、一定の成果を上げてきました。しかし、現在は、社会経済構造の趨勢が拡大成長から持続的成長へと転換し、さらに人口も減少・少子高齢化が進展するなど、背景となる社会経済情勢に大きな変化がみられます。

本市においても、特に以下のような社会経済情勢の変化に十分配慮しつつ、まちづくりを進めていく必要があります。

人口減少・超高齢化の進展と都市の拡散

我が国の総人口は平成 16 年（2004 年）をピークに減少に転じており、2020 年代後半には全ての都道府県で人口が減少すると予測されています。一方で既成の市街地は、これまでの人口増加を背景に拡散しており、近年の人口減少に伴って、人口密度は低下しており、多くの地方都市で中心市街地の衰退が進行し、都市基盤が整備されている中心市街地やその周辺で空地化が進み、未利用地が散在している状況にあります。また、我が国では全国的に高齢化が進展しており、まちづくりの面でも、高齢者が暮らしやすい環境整備が大きな課題となっています。

効率的な都市経営の必要性

まちづくりの中心となる地方公共団体は、借入金が増加する中、人口減少、高齢化の進展により、福祉、医療等に要する経費はますます増大し、それに伴って投資的経費は大幅に減少してきています。一方で、高度経済成長期を中心に、市街地の拡大に伴って面的に拡がりつつ大量に整備されてきた道路や下水道などといった都市基盤等の既存ストックの老朽化等が進んでいます。

このままでは、維持管理・改築更新費が増大し、新設ができなくなるだけでなく、更新も困難となる可能性もあるため、コスト面にも配慮した効率的な都市経営の必要性が高まっています。

環境問題への対応

近年、都市部では、地球温暖化やヒートアイランド現象による気温上昇が顕著となってきています。気温上昇は冷房等の電力需要の増加をもたらすとともに、排熱を増やして気温を上昇させるといった悪循環に陥るほか、局所的な集中豪雨との関連性も指摘されています。このような地球的規模となった環境問題への対応として、我が国では温室効果ガスの排出削減が必要となっています。我が国の二酸化炭素排出量のうち、約 1/2 が主として都市活動に起因しているとされており、まちづくりにおいても環境への配慮が求められています。

激化する都市間競争

都市の活力を創出する人口の減少や少子高齢化の進行、また、地方分権や規制緩和の進展などを背景として、都市間競争が激化しています。特に地方都市については、諸環境の整備などによる都

市の質の向上や、地域資源を活用した魅力づくりとその国内外へのアピールによる観光振興など、自らを磨く努力が続けられています。近年の成長著しいアジア各都市との都市間競争の激化なども踏まえ、これからもなお一層の取り組みが求められています。

市町村合併を踏まえた一体の都市としてのまちづくり

少子高齢社会でのサービス水準の確保、広域的な行政需要の増大、行政改革の推進等を背景として、多くの市町村が合併し、新たな都市となることで行財政基盤が強化される一方で、都市としての規模が拡大しました。

このような都市では、施策の遂行に当たって取り得る選択肢が増えることから、その役割は、地方分権を進める受け皿としても、ますます重要となってきます。特にまちづくりにおいては、合併前の旧市町村がそれぞれの特徴を活かしつつも、一体の都市としての発展を見据えた取り組みが求められています。

4 . まちづくりの主な課題

(1) 土地利用

ひとつの都市としての一体性を高める土地利用の実現

平成 17 年に合併し、ひとつの都市としてのスタートを切った間もない本市では、土地利用においても、市全体が一体的に発展するとともに、地域的な偏りのない均衡のある発展が望まれます。そのため、土地利用においても、各地域の特性を活かしつつ、取手市として目指す将来像の実現に向けた規制・誘導等を図る必要があります。

特に、国道 6 号の沿道については、取手地区と藤代地区それぞれの中心となる取手駅周辺と藤代駅周辺との連携を強化することによって本市の一体性を高めることも期待されるため、開発ポテンシャルが高いことも踏まえて、計画的な土地利用を図る必要があります。

取手駅、藤代駅の拠点としての機能を高める土地利用の推進

中心市街地として合併前の旧市町の発展の中心を担ってきた取手駅周辺及び藤代駅周辺は、今後も本市及び地域の発展を牽引する拠点としての役割が期待されます。しかしながら、取手駅周辺では大規模商業施設の撤退等による活力の低下、藤代駅周辺では未利用地が多く都市的土地利用が進んでいない状況などがみられます。

したがって、近年の社会経済情勢の変化なども踏まえながら、両駅周辺の拠点としての役割も含めて土地利用を見直し、その実現を推進していく必要があります。

活力創出に寄与する土地利用の推進

近年の人口減少や激化する都市間競争などを踏まえ、土地利用においても本市の活力創出に配慮する必要があります。特に、産業振興とも連携して、取手駅及び藤代駅の周辺における拠点としての土地利用の推進のほか、利便性の高い地域における商業・業務系施設などの誘導、工業地における操業環境の向上などに対応していく必要があります。

優良な農地や河川空間等の保全

本市の優良な農地や、利根川・小貝川などの河川空間などの自然資源は、本市の貴重な財産です。これら良好な自然資源は、環境問題なども踏まえて、次世代に引き継ぐため適正に保全していく必要があります。前述の一体性を高める土地利用や活力創出に寄与する土地利用などについても、良好な自然資源の保全に配慮しつつ計画的に進め、無秩序な市街化を防止していく必要があります。

(2) 道路・交通体系

一体の都市として市内の連携を強化し、他都市とのアクセス性を高める骨格道路網の充実

2 つの都市が合併して誕生した本市が、一体の都市として機能するため骨格道路網を充実させて

いく必要があります。

特に、取手地区と藤代地区、それぞれの中心である取手駅周辺と藤代駅周辺との連携を、交通渋滞の緩和などにも配慮しながら強化する必要があります。また、新生「取手市」と他都市との広域的な連携強化のため、市の中心から成田市や龍ヶ崎市方面へのアクセス性の向上などにも配慮する必要があります。

骨格道路網の形成にあたっては、長期未着手の路線の見直しも含めて、都市計画道路の整備を計画的に進めていくことが重要です。

取手駅周辺の交通結節点としての機能強化

取手駅の周辺は、鉄道及び国道等の主要な道路が結節し、茨城県の玄関口となっています。また、本市の拠点でもあることから、多くの人々が訪れ、ここから移動していきます。そのため、将来的にも多くの人々に利用されることを想定して、各種交通機関との連携を図りながら、公共交通サービスの充実や周辺環境整備など、交通結節点としての機能を強化する必要があります。

バス等公共交通の充実

市民の高齢化の進行、環境問題の深刻化などの状況を受け、今後、鉄道やバスなどの公共交通の重要性はますます高まっていくものと考えられます。

本市では、高齢者や障がい者も気軽にまちに出かけることのできる環境づくりを目指し、市民の「足」となるコミュニティバス「ことバス」を平成 18 年 10 月から運行しています。今後も公共交通事業者や関係行政機関などとの連携を図りながら、運行サービスの向上など市民の利便性を高める取り組みを進めていく必要があります。

市民の日常生活を支える道路整備

公共公益施設等へのアクセス、通学など日常的な利用のほか、災害時の避難、緊急車両の通行などにも配慮して、市民の生活に密着する身近な道路である生活道路の整備を進めていく必要があります。

(3) 公園・緑地

水辺や緑などの自然環境の保全と活用

本市は、利根川や小貝川をはじめとする河川、広大に広がる田園環境、市街地周辺に残る斜面林等豊かな自然資源を有しています。これらの自然資源は、市民の生活にうるおいを与えているとともに、河川空間を公園やサイクリングロードとして活用するなど、本市の貴重な財産になっています。また、地球規模で広がっている環境問題の点からも重要な役割を担っています。これらの豊かな自然資源を適正に保全・活用しながら、次世代に引き継いでいく必要があります。

公園等市街地の中の緑の整備

公園は、市民のレクリエーションの場であるとともに、災害時には避難場所になるなど、市街地の中において多くの機能を有しています。今後も、公園の役割に応じて、市街地の中に適正に配置、

整備していく必要があります。また、環境問題にも配慮して、これまでも取り組んできている生垣化、公共施設の緑化など、市街地の中で緑を創出していく必要があります。

水辺や緑を結ぶネットワーク形成

より多くの市民に触れてもらうことで、水辺や緑に親しみ、保全に対する理解と協力を得ていくため、市内の豊富な自然資源や公園などを結ぶネットワークを形成していく必要があります。

(4) 都市防災

「取手市地域防災計画」を踏まえた災害に強いまちづくりの推進

市民の防災に対する意識は高まっています。近年、本市では大きな被害はありませんが、大地震には備えておく必要があります。また、近年、市街地内には豪雨に伴う浸水被害がみられ、市の南部や西部に広がる低地は、万が一、利根川や小貝川が大雨によって氾濫した場合は全域にわたり大規模な被害が出る可能性もあります。

これらの災害に対して、市では、平成 19 年に災害対策の基本計画である取手市地域防災計画を策定しています。この計画と連動して、まちづくりにおいても避難場所、避難路としての利用に配慮した道路や公園の整備、浸水防止にも役立つ公共下水道施設等整備などに取り組んでいく必要があります。

(5) 景観形成

景観まちづくりへの積極的な取り組み

平成 17 年 6 月 1 日に景観緑三法が施行され、多くの都市で景観まちづくりへ積極的に取り組んでいます。景観まちづくりは、都市の魅力を高め、激化する都市間競争を生き抜いていく有効な手段の一つです。合併して新たなまちづくりのスタートにたった本市においても、景観まちづくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

水辺や緑が創出する美しい自然景観の保全

本市では、自然景観や田園環境による農村景観に対する市民の評価は高くなっています。

これからも、これらの景観を創出する利根川や小貝川などの河川、斜面林等の緑地、市街地周辺に広がる田園環境などを適切に保全していくとともに、公園などとして活用する場合も景観に十分配慮していく必要があります。

地域資源なども活用した街並み景観の創出

景観形成について建築物や道路などの整備においても配慮するとともに、寺社・文化財などの地域の資源や、坂道などの地域の特徴的な要素も活用しながら、個性や魅力のある街並み景観を創出していく必要があります。

魅力的な駅前景観の創出

本市の拠点かつ茨城県の玄関口である取手駅の周辺では、商業を中心とした地域の景観に関する市民の評価が低く、魅力的な景観づくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

そのため、本市の中心市街地として活性化を推進しつつ、市の重点テーマのひとつである「取手アートタウン」の実現に配慮しながら、魅力的な都市景観を創出していく必要があります。

(6) その他

環境に配慮したまちづくりの推進

環境問題の深刻化を受け、まちづくりにおいても、二酸化炭素排出量の削減などに配慮していく必要があります。本市では、合併や地球温暖化問題など環境に関する社会情勢の大きな変化、上位計画である第五次取手市総合計画の策定などを踏まえ、平成 21 年に取手市環境基本計画を改定しています。

まちづくりにおいても、この計画と連動して、自然資源の保全、公共交通の充実などに対応していく必要があります。

市民の高齢化等に配慮した人にやさしいまちづくりの推進

本市においても市民の高齢化は進行しています。アンケートでも「高齢者や障がい者など、誰もが安心して暮らせるまちづくり」は満足度が低い一方、重要度が高くなっています。

本市では、主要公共施設や幹線道路等のバリアフリー化などに努めてきましたが、今後も、高齢者や障がい者などにも配慮した、すべての人にとって利用しやすい環境を整えていく必要があります。

都市防災などにも配慮した、河川改修・下水道整備の促進

健康的な市民生活の確保、水害対策、水質保全などのため、河川改修や公共下水道施設等の整備を関係機関と連携しながら進めていく必要があります。